

保存調査に対する助成の充実に努める。

ウ 文化財の防災設備、保存施設等の整備を促進するとともに、所有者・管理団体に対し、日常的管理の強化を図るよう指導に当たる。

③ 埋蔵文化財の保存の充実

埋蔵文化財の保存の充実を図るため、開発事業に対する事前調査、事前協議等を行い、可能な限り現状保存に努めるとともに、記録保存のための発掘調査を推進する。

④ 文化財の愛護と公開の推進

文化財に対する県民の理解と愛護精神の高揚を図るため、文化財の普及啓発に努めるとともに、伝承芸能公開事業など公開の機会の充実に努める。

(3) 文化施設の整備充実

① 県文化センターの整備充実

県文化センターの施設・設備の整備充実を図るとともに、自主事業の充実促進、文化情報の収集・提供など機能の充実に努める。

また、開館二十周年を記念し、記念事業を実施する。

② 県立美術館の整備充実

県民の教育、芸術及び文化の振興を図るため、美術作品の収集と調査研究を計画的に推進し、常設展・企画展等の充実に努めるとともに、教育普及のための各種事業

を行い、本県美術振興の中心施設としての機能の充実に努める。

③ 県立博物館の整備充実

県民の教育、芸術及び文化の振興を図るため、博物館資料の整理・収集等と調査研究を計画的に推進し、常設展・企画展等の充実に努めるとともに、教育普及のための各種事業を行い、県内博物館の中心施設としての機能の充実に努める。

④ 埋蔵文化財センター（仮称）の設置についての検討

埋蔵文化財の調査研究、出土品の整理・保存、情報資料の収集・保管、普及啓発等を行うための施設としての県埋蔵文化財センターの設置について検討する。

七、健康づくりをめざす体育・スポーツの推進

(1) 社会体育の充実

① 体育・スポーツ活動の推進

体育・スポーツ活動の充実に努めるため、(財)福島県体育協会をはじめ各体育・スポーツ団体及び市町村体育協会の組織・運営の充実と会員数の増加に努めるよう指導に当たるとともに、未組織種目の組織化を促進する。

また、各種体育大会へ選手を派遣し、競技力の向上を図るとともに、

に、体育・スポーツ活動の充実に努める。

② 学校体育施設の開放促進

学校体育施設の開放を促進するため、施設・設備の整備など諸条件の整備を図るよう市町村の指導に当たる。また、県立高等学校施設の開放に努める。

③ 社会体育指導者の養成確保

社会体育指導者の養成と資質の向上を図るため、市町村に対し、社会教育主事（スポーツ担当）を計画的に派遣し、社会体育指導者の組織化とその活用を促進するとともに、各種の研修会・講習会の充実に努める。

④ 県営体育・スポーツ施設の整備充実

広く県民の体育・スポーツの振興を図るため、計画的な施設の整備充実に努める。

(2) 国体開催準備の推進

① 競技施設整備の推進

国体開催に対応して、漕艇競技会場である県営萩野漕艇場の競技施設の整備を推進するため、縦横断測量を委託し、整備計画を作成する。

(3) 競技力の向上

① 競技力向上対策本部の整備充実

国体開催県にふさわしい優秀な成績を収めるため、競技力向上対策本部の組織・運営の充実に努めるとともに、(財)福島県体育協会、各競技団体、学校体育諸団体、福島県企業スポーツ連絡協議会等との連携を密にして、全県的な競技力の向上を図る方策を講ずる。

競技力向上指導者の養成確保を図るため、競技団体等の指導者を対象として、各種講習会等を開催し、指導者の資質の向上に努める。また、指導者の発掘・登録を行い、競技団体・市町村等の要請に応じて紹介を行う等、指導者の確保に努める。

② 選手育成強化

国体開催に向け、競技力の向上を図るため、スポーツ教室の開催等によりスポーツの普及拡大を図るとともに、中学校・高等学校への指導者の派遣及び各競技種目ごとにスポーツ活動の中心的な役割を果たす中学校・高等学校の運動部を指定することを通して、運動部活動の充実に努める。また、強化合宿等を開催し、選手の育成強化に努める。

④ 特殊競技用具の整備

国体開催に向けて、選手の強化事業を推進するため、特殊競技用具の計画的な整備を推進する。